

水道局 中間技術検査の取扱い（営繕工事を除く）

制 定（平成29年6月12日総務部長決）
最近改正（平成30年12月28日総務部長決）

（目的）

第1条 この取扱いは、大阪市水道局（以下「局」という。）が、局工務部発注の請負工事（以下「工事」という。）における中間技術検査に関し、必要な事項について定める。

（対象工事の考え方）

第2条 中間技術検査は、大阪市水道局土木工事等技術検査基準第4条において定められた対象工事の内、次の各号に掲げる工事を対象に特記仕様書で指定し実施する。

- (1) 工事の実施状況、出来形、品質及び出来映えの技術的評価が中間技術検査を行うことで適切に出来る工事、施工上の重要な変化点が明確であり段階確認ができるもの。
- (2) 設計担当課長が、工事担当課長と協議の上、中間技術検査が特に必要と認めるもの。

（対象工事の種別）

第3条 中間技術検査を実施する工事は、次にあげる工事（工種）とする。

- (1) 大規模工事において、主たる工種が原則として次に掲げるもので、予定価格1億円以上かつ工期が6ヶ月以上の工事とする。
- (ア) 橋りょう（水管橋）
 - (イ) シールド
 - (ウ) コンクリート構造物
 - (エ) 除塵設備（駆動装置を有するもの）
 - (オ) スラッジ搔き設備
 - (カ) 薬品注入設備（貯蔵槽を更新する工事に限る）
 - (キ) 特別高圧受変電設備
 - (ク) 自家発電設備（施設運転用）
 - (ケ) オゾン設備

※上記の工事（工種）から撤去工事は除く

- (2) 前号に上げるものほか、局長または水道技術管理者が必要と認めた工事とする。

附則

この取扱いは、平成29年6月12日契約分から施行する。

附則

この取扱いは、平成30年12月28日契約分から施行する。